

平成3年3月15日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

公害防止統括者、公害防止管理者等届出受理業務に係る
コンピュータ利用について（答申）

平成3年2月19日付藤公害第275号をもって諮問された、公害防止統括者、
公害防止管理者等届出受理業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申
します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、公害防止統括者、公害防止管理者等届出
受理業務に係るコンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、公害防止関
連の法令に規定される工場を設置している者は、公害防止統括者及び公害防止
管理者を選任し、知事または市町村長に届け出ることが義務づけられている。
- ・ 本市では、これらの届出をもとに内容審査や現場確認を行い、該当する各法
令ごとに台帳を整備し、日常の工場指導にあたっているが、取扱い件数が多い
うえ、工場の人事異動等による変更も多いため、正確に把握することが困難な
ものとなってきている。
- ・ このため、これらの台帳をコンピュータにより一元管理し、事務の効率化を
図るとともに、最新で正確な情報を把握することにより、公害防止のための適
切な工場指導に努めるものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、公害防止統括者、公害防止管理者等届出受理業務に係るコン

コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

① 市民生活に重大な影響を及ぼす公害を防止するため、工場等に対し適切な行政指導や監督を行うことは極めて重要なことであり、そのために必要な公害防止統括者や管理者の情報を、常に正確に把握する必要性は認められる。

② 現行の方法では、情報の検索や内容の修正等に相当の時間を要し、非効率的であるといえ、コンピュータを利用する必要性は認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、公害防止統括者及び管理者等の氏名・職名

- ・ 資格であり、本業務に関する必要最小限の情報であると認められる。

- ・ 他のファイルとの結合

本業務は、単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、パスワードの採用により公害課の担当職員以外の者が操作できないようにするほか、機器の設置場所、データ管理等についても考慮されており、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上